

□□（既存住宅増改築）長期優良住宅建築等計画の認定の申請に必要な書類等□□

長期優良住宅建築等計画の認定の申請に必要な書類等は、以下のとおりです。

※登録住宅性能評価機関において事前に確認書又は住宅性能評価書の発行を受けた計画は、提出部数が1部少なくなります。

図書の種類	部数		明示すべき事項
	確認書 又は 住宅性能評価書 有	確認書 及び 住宅性能評価書 無	
1 認定申請書	正1部 副1部	正1部 副2部	規則第1号様式（第1面～第4面） 戸建て住宅の場合第3面は不要です
2 委任状	1部	1部	申請者が手続きを他者に委任する場合
3 確認書または 住宅性能評価書	写	-	登録住宅性能評価機関の交付する確認書または住宅性能評価書
4 現況調査書	写	写	建築物の劣化事象等の状況の調査結果
5 付近見取り図	2部	3部	方位、道路及び目標となる地物
6 配置図	2部	3部	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空調設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年位置年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定する空調設備等をいう。）及び当該空調設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置
7 各階平面図	2部	3部	縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下の出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋交いの種類及び寸法、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種類、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管位置
8 床面積求積図	2部	3部	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
9 二面以上の立面図	2部	3部	縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種類、寸法及び位置
10 断面図又は矩計図	2部	3部	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
11 認定書等（写）	2部	3部	（認定の必要がある場合）住宅型式性能認定書の写し、型式住宅部分等製造者認定書の写し、特別評価方法認定書の写し（これらの認定書等を添付した場合は、添付図書の一部を省略することができます。）
12 申請手数料チェック	1部	1部	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料チェックリスト
<b>確認書及び住宅性能評価書の添付が無い場合は、併せて以下の13～20の書類等も必要です。</b>			
13 設計内容説明書	-	3部	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
14 仕様書 （仕上表を含む）	-	3部	部材の種類、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種類
15 基礎伏図	-	3部	縮尺、構造躯体の材料の種類及び寸法並びに床下換気孔の寸法
16 各階床伏図	-	3部	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
17 小屋伏図	-	3部	縮尺並びに構造躯体の材料の種類及び寸法
18 各部詳細図	-	3部	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種類及び寸法
19 各種計算書	-	3部	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
20 機器表	-	3部	エネルギー消費性能向上設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法

<ポイント>

・建築確認申請を長期優良住宅建築等計画の認定と合わせて提出される場合は、別途建築確認申請に必要な書類及び添付図書が必要です。

なお、この場合、添付図書及び部数は、通常の建築確認申請と同様です。